

○外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みである港湾施設につき税務署長の許可を受けている場合において、その設置日の前日までに輸出物品販売場を設置する旨の届出書を税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度。

## ◇制度の概要

### 【対象者】

既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者

### 【臨時販売場が輸出物品販売場とみなされる手続き】

#### ① 許可申請

:臨時販売場の設置が見込まれる港湾施設について、あらかじめ納税地を所轄する税務署長に許可を受ける。

#### ② 届出書の提出

:外航クルーズ船の寄港にあわせて、①の許可を受けた港湾施設に輸出物品販売場を設置する旨の届出書を輸出物品販売場の設置日の前日までに納税地を所轄する税務署長に提出する。

### 【制度開始時期】

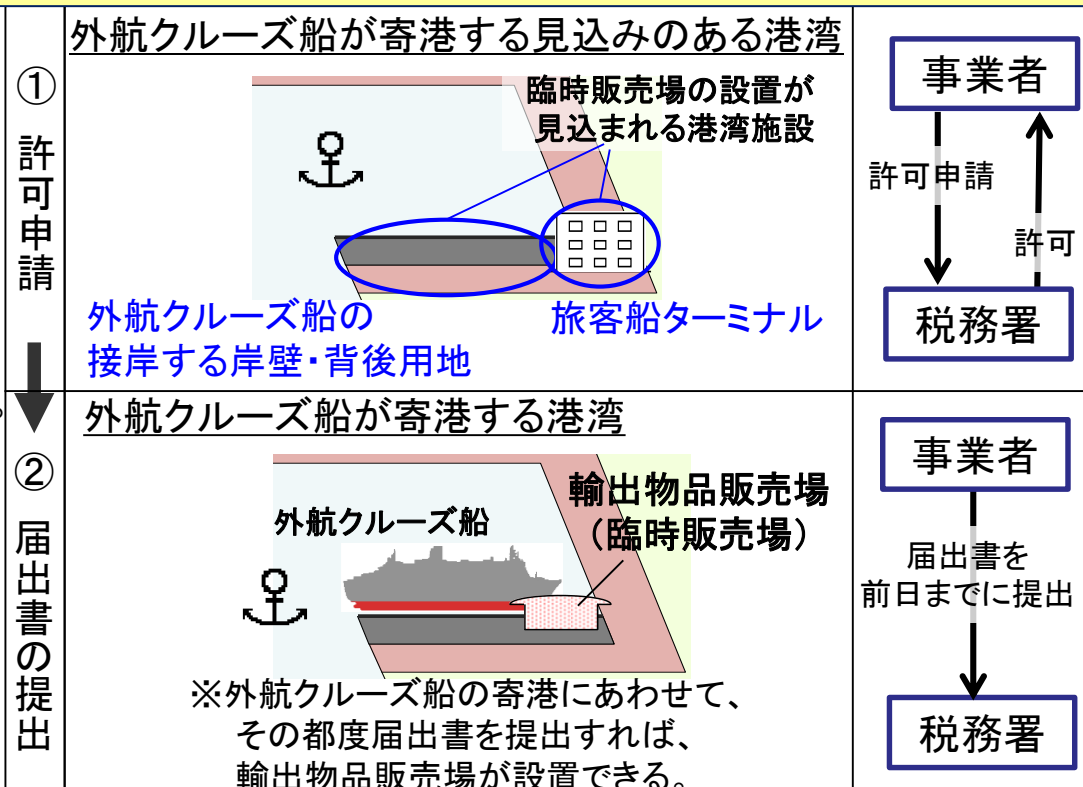
平成27年4月1日(予定)

※輸出物品販売場とは、

外国人旅行者向けの消費税免税店。

※臨時販売場とは、

外航クルーズ船による外国人旅行者に対して物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場。



### 岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

